

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	保 木 井 啓 史
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>集まり場面において子どもはどのようにエイジェンシーを発揮しているか —幼稚園5歳児クラスを対象に—</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 中 坪 史 典</p> <p>審査委員 教 授 七 木 田 敦</p> <p>審査委員 教 授 丸 山 恭 司</p> <p>審査委員 教 授 山 田 浩 之</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>幼稚園などの保育施設において保育者は、教育的意図をもって子どもとかかわり、園での生活に相応しい行動をとるように働きかける。その際、子どもも自らの意思を有しているため、保育者の働きかけにいつも素直に応じる訳ではない。保育者の設定した活動の中で子どもは様々な制約を受けるが、その中であっても、保育者の意図とは異なる行動することがある。本研究では、保育活動に伴う制約を単に甘受したり拒否したりするのではなく、創造的に応答する子どもの力をエイジェンシー（agency）と定義する。本研究は、複数の幼稚園5歳児クラスを対象に、集まり場面に焦点を当て、そこで子どもはどのようなエイジェンシーを発揮しているのかを明らかにするとともに、それらが保育者によるルール適用とどのように関連するのかを検討したものである。</p> <p>第1章では、本研究が集まり場面に焦点を当てることの根拠を述べた。幼稚園の集まり場面とは、保育者が設定した活動が行われるとともに、姿勢・位置、話す・話者への注目など多様なルールが存在することから、子どもの行動が制約される場面である。従って、本研究の目的に接近する上で適した場面であることを述べた。</p> <p>第2章では、子どもはどのようなエイジェンシーを発揮しているのかを捉えるにあたって、本研究で用いる理論的枠組みを探り出した。具体的には、Corsaro の解釈的再生産理論に依拠し、同理論中の第二次的調整（Secondary Adjustment）とアプロプリエーション（Appropriation）を用いた。これによって子どものエイジェンシーを捉えるだけでなく、ルール適用を求める大人世界との接点において、子どもがどのようにエイジェンシーを発揮しているのかが可視化された。</p> <p>第3章では、本研究の対象と方法を述べた。本研究では、集まり場面におけるルールの内容が異なる X 幼稚園（ルールの適用が寛容であるのが特徴）、Y 幼稚園（ルールの適用が厳格であるのが特徴）、Z 幼稚園（子どもの行動を集まりに取り込むのが特徴）を選定した。データ収集は、消極的参与での自然観察法を中心とするフィールドワークを採用した。</p>			

第4章では、ルール適用が寛容なX幼稚園の集まり場면을対象に、ルールに抗して発揮される子どものエイジェンシーを描出した。その結果、(1) 子どもが利用する資源にはバリエーションがあること、(2) 保育者の目に留まるような大げさな動作で周囲の注目を集める子どもの行動が見られること、(3) 子どものエイジェンシーの発揮に際しては他児が役割を発揮していること、(4) ルール適用の特徴に必ずしも回収されない子どものエイジェンシーの資源があることが明らかにされた。

第5章では、ルール適用が厳格なY幼稚園の集まり場면을対象に、ルールに抗して発揮される子どものエイジェンシーを描出した。その結果、(1) 保育者による違反への頻回な咎めが子どもによって「回避すべきものとしての咎め」「資源としての咎め」として意味付けられていること、(2) 保育者の咎めから他児を守る協同の姿が見られること、(3) ルール適用の特徴に必ずしも回収されない子どものエイジェンシーの資源があることが明らかにされた。

第6章では、Z幼稚園の円座の集まり場면을対象に、子どもが保育活動を変化させるプロセスを描出した。その結果、(1) その場の話題や情報をわずかにずらした行動を子どもが産出していたこと、(2) 保育者は子どもの産出した行動を活動に取り込み、雰囲気盛り上げるなどして利用していることが明らかにされた。

本研究の学術的意義として、次の点を挙げるができる。

第一に、保育実践における集まり場面は、確かに子どもの行動を制約するという特徴を有するけれども、他方で、子どもがエイジェンシーを発揮するための資源を提供する社会構造として捉える観点を示した。

第二に、保育実践における集まり場面を子どもがどのように過ごしているのかについて、子どもの側の意味付けに寄り添って明らかにした。

第三に、「年長」と呼ばれる5歳児クラスの子どもの、集まりをインフォーマルな楽しみの場として過ごしたり、活動を変化させたりなど、必ずしも保育者に「お利口」に従うわけではない姿を具体的に示した。

第四に、OECD(2018;2019)が掲げる「生徒エイジェンシー」の記述では明示化されない子どものエイジェンシーに関する性質の一端を明示化した。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(教育学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和4年2月15日